

【解題と翻刻】

「鷺見家軍忠状之写」

(高鷺町文化財保護協会所有)

令和三年(二〇二二)二月

郡上市歴史資料館

【解題】

一 史料の概要と伝来

当写本は、鷺見忠保・加賀丸父子の軍忠状・着到状と、足利尊氏・直義の軍勢催促状・感状、室町幕府管領奉御教書など、鎌倉時代末期から室町時代前期にかけて差出・発給された計二一通の文書の文面と、鷺見氏(郡上氏)の系図(藤原頼保から鷺見行保まで)を引き写し、卷子にまとめたものである。卷子表紙の題簽(だいせん)には「軍忠状之写」とある。

(一) ただし、主に、『岐阜県史料編』作成時

(昭和四四年(一九六九))の情報。

(二) ただし、別写本を基にしているため文書

文面に多少の異同がある。

るが、実際には、軍忠状以外の文書の写も含まれる。

当写本と同様の史料は、長善寺(郡上市高鷺町大鷺)、岐阜県図書館、東京大学史料編纂所、鷺見八千代氏(当時岐阜県山縣郡高富町)、鷺見英保氏(当時名古屋山田町)の元に、「鷺見家譜」や「鷺見文書」の名で存在する^(一)。また、当写本に引き写された文書のほぼ全てが、『岐阜県史 史料編 古代・中世』の「郡上郡 三 長善寺文書」の項と、『岐阜県史 史料編 古代中世補遺』の「岐阜市 四 岐阜県図書館所蔵文書」の項に翻刻済みである^(二)。

当写本の作成時期であるが、所収の文書⑩・⑰・⑱には、差出年の後に、(この文書が作成されてから)「元禄四年迄××年」と注記がある【翻刻】参照)ことから、元禄四年(一六九一)であると推測される。

(三) 以下第二節における記述は、佐藤進一

『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、一九

九七年初版)、一〇三、一一一、一一九、一五

八、一六七、一六八、二三六、二四五頁、および

卷子収納箱に同封された一紙によると、その後、天保九年(一八三八)の夏に、鷺見本家で土用干しされていた当写本を、分家の鷺見五郎右衛門保高が切断して自宅に持ち出し、以来保管されてきたという【翻刻】参照)。これを事実とすれば、当写本が前欠(前半部が欠落)である理由は、このときの切断であるとも考えられる。

二 引写文書の様式・性格

ここで、当写本に引き写された軍忠状・御教書などについて、古文書学の知見に基づき、文書の様式・性格の観点から説明を加えておきたい^(三)。

第一に、着到状(ちやくとうじょう)である。当写本のなかでは文書②・④が該当する。着到状とは、地頭御家人や惣領などの武士が、非常の事変に際し、幕府などからの軍勢催促(出陣命令)に応

び日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館、一九八三年)、一七四、一八五頁を典拠とする。

じて、または自発的に、いち早く馳せ参じたことを記して提出する文書である。

守護による被官化が進むまでは惣領(家長)に率いられた血縁的な武力集団が各地に割拠していた(鷲見氏もその一つである)。合戦に際し対立する両勢力は、より大きな勢力を形成して相手側より優位に立つため、各地の日和見的な惣領に対して軍勢催促状(直状形式:後述)を発給し、一族郎党を率いて味方に馳せ参じるよう求めた。惣領は、味方するところが有利と判断して催促に応じて馳せ参じた際には、着到状を提出した。

着到状を受け取った軍事統率者は、着到帳にその武士の姓名を登載し、証判(しゅうはん・花押)を書き加え(四)、差出人の武士に返付した。武士はこの証判つきの着到状を、重要な軍事勤務を果たしたことの証明とし、のちに恩賞や安堵を請求する際、その主張の根拠とすることができた。着到状提出の目的はこの証判をもらうことにあった。

(四) 南北朝時代には、武家方の統率者は判を文書の奥(宛名の左)に据え、南朝方はより尊

文面は、何処の何某が(何々の件で)馳せ参じた旨を述べ、「着到如^レ件」「恐惶謹言」などで結び(書止め)、充所(宛名)は「御奉行所」とすることが多い。「着到」と書き出すものもある。

のちに着到状は後述の軍忠状と融合し、一五世紀前半には姿を消す。これは着到状に証判をもらっただけでは恩賞を受けるとはなり得なかつたためともいわれる。いかに戦功(軍忠)をたてたかを示す必要が生じ、それとともに「軍忠状」が登場してきたと考えられる。

第二は、その軍忠状である。当写本のなかでは文書⑤・⑩・⑯・⑰がそれに該当する(前欠の①も軍忠状か着到状)。軍忠状とは、武士が従軍し戦闘に参加した際、戦闘の経過とともに、敵に与えた打撃(首の分捕、生捕、追落、降参など)と敵から蒙った損害(自身及び一族・従者の負傷・戦死など)——これらが軍忠——を主人に上申し、その確認を求める文書であり、着到状同様の理由で、証判を受

大な袖判(文書の袖||右端に書く)を証判とした。証判には、厚礼の「承(候)了」か、薄礼

け(、返付され)ることを目的として提出された(ゆえに「早賜二見之判」や「早賜二見状」、「欲^レ預^三御一見御証判」などと訴える)。南北朝時代の幕府系武士の軍忠状には、多くは守護が証判を与えた。証判を受けるためにも、当時は合戦に参加する味方同士で互いの戦功の証人となることを契約し、互いを「同時(所)合戦之輩」と呼び、その関係は「見継(みつ)ぎ見継がれる」と称した。それらは軍忠状には、「何某相共」に合戦した、合戦の次第は「傍輩所二見及二」、などの記述として現れる。

佐藤進一の分類によると、軍忠状には一回の戦闘が終わるごとに提出されたものと、数回・長期間の戦闘と軍忠を一括し、時間的順序に従って記述して(戦闘状況の大きな段落ごとに)提出されたものがある。後者の形式は、南北朝間の戦闘が恒常化し、戦闘ごとに戦功を報告・認定できなくなったため登場したと考えられている。

の「二見(候)了」という文言が付随することが多い。

戦国大名による家臣団が形成されると、主君の側から家臣に戦功の報告を求めるようになり、軍忠状とともに主君が証判を据えることも見られなくなった。このことから、軍忠状は鎌倉時代から南北朝時代にかけての武士の存在形態、政治情勢を背景とした、特有の文書様式とされる。

第三に、御教書（みぎようしよ）である。当写本では文書⑱・⑳・㉑がそれに該当する^五。侍臣、右筆が主人の意を奉じて出す書状を奉書（ほうしよ）というが、平安時代以降、とくに三位以上かそれに准ずる公卿の奉書を敬して御教書といった（三位以上の人の仰せを教とい、その文書は教書といったため）。室町幕府では、執事または管領が、将軍の

（五）なお文書⑱は、『岐阜県史 史料編』では将軍足利義満本人の発給文書でありながら「御教書」とされるが、これは奉書形式の本来の御教書とは区別された、将軍が自らの花押・署判を加え、差出者であることを明示した「御判（ごはんの）御教書」という範疇が存在するためである。御教書本来の意味が閑却され、語が

意を奉じて出す文書を将軍家御教書と呼んだ（古文書学では室町幕府（管領奉）御教書という）。文面の書止め文言は「依^レ仰執達如^レ件」（将軍の意を執事・管領が執達）などで、日下（差出日の下）には執事または管領の署判（官名・花押）がある。主人の名は文面に現れない。文書⑱は左衛門佐こと斯波義将、⑳は沙弥^六こと畠山基国、㉑は同細川満元が、管領として主人である将軍（⑱は足利義満、⑳・㉑は足利義持）の意を伝達した奉書である^七。

御教書より上格の文書として、下文（くだしぶみ）があつたが、御教書などの発達によりその使用は衰えた。しかしのちには、奉書・御教書でもなく書下（かきくだし。直状（じきじよう）とも）や

転用されたと考えられている。なお文書⑱は、充所なし（文中に織り込み）・袖判の、もっとも薄礼で尊大な形式である。（以上、佐藤前掲書、一六七〜一七〇頁参考）。

（六）仏門に入り剃髪したばかりの者、また、剃髪・出家しても依然として俗事に携わる者という（佐藤前掲書、一六一頁）。

御内書（ごないしよ、将軍が発給）によつて、主人本人による直接的な意思伝達のはかられるようになった。しがつて、書下には真の発給者の名が文面に現れる。書止め文言は「：状如^レ件」や「仍（よつて）如^レ件」など。

第四はこの書下（直状）である。様式からみて、この書下あるいは（将軍家）御判御教書（注（五）参照）に該当するのが、当写本における文書⑪〜⑬の軍勢催促状や感状である。なお、このうち⑬を除くものの発給者については、当写本では足利尊氏、『岐阜県史史料編』では足利直義と解釈が分かれている。直義が兄尊氏の臣下高師直師泰兄弟の討伐などを驚見保憲に呼びかけた^八ものとする解釈が通用している。

（七）以上、『国史大辞典』第七卷「斯波義将」（五四〜五五頁）、同第一卷「畠山基国」（五七三頁）、同第一二卷「細川満元」（七四一頁）、同第一卷「足利義満」（二七八〜九頁）、同前「足利義持」（一七九〜一八〇頁）を参照。

（八）このように、主人本人による直接的な意

三 個々の文書の中世史における位置づけ

先に触れたように、当写本には、二一
通の文書が引き写されている。この個々
の文書の内容を、鎌倉時代末期から室町
時代中期の時代動向と鷺見氏の動向の
なかに位置づけて説明したい。

ただ、その作業は大方、すでに山川新
輔著『高鷺村史』^{五)}の八二〜一〇三頁で
行われている(史料の書き下し文が収め
られ、わかりやすい解説が付されてい
る)。そこで、ここでは当写本中の文書
番号を用いつつ、その内容を確認する
(二〇)。

みえてくるのは、国土が二大勢力に引
き裂かれた鎌倉時代末期から南北朝時
代を軍功を挙げて生き抜き、その後も相
伝の地を守ろうとする鷺見氏の姿であ
る。

思伝達は早期から行われていた。むしろここで
は、後代の義満・義持の時代のほうが奉書形式
をとっている。

(九) 高鷺村役場発行、昭和三五年刊、同五七

(ア) 鷺見氏のルーツ

藤原頼保から鷺見忠保まで

鷺見氏(郡上氏)は藤原氏北条家房前
の五男の孫藤原頼保に始まり、その三子
重保は父の所領美濃国芥見鷺見郷を相
伝し、鎌倉幕府から領地安堵を得て、郡
上太郎と称した(当写本中^②の系図も参
照)。重保の子家保は、承久の乱(一二二
一年)に際して美濃の守護土岐光衡に従
い、幕府軍に参加して鷺見郷の安堵を得
た(『岐阜県史 史料編 古代・中世一』七
六七頁、番号一六の下知状)。家保の子
が太郎保吉、保吉の子が彦三郎長保、長
保の子が藤三郎忠保である(以上の期間
の詳細は『鷺見家史蹟』や『高鷺村史』
に)。

(イ) 鎌倉幕府滅亡から南北朝対立へ

鷺見忠保の活躍

正中元年(一三二四)以来、後醍醐天
皇は鎌倉幕府(北条氏)を討とうと画策

年復刻。

(二〇) 岐阜県編『岐阜県史 通史編 中世』(昭
和四四年)、一〇〜一一、六三〜六四、九〇、
九六〜九七頁、および工学士鷺見周保編『鷺見

を続け、これに対して幕府は、関東の兵
を派遣して天皇の廃立を行おうとした。

元弘三年(一三三三)、北条高時は足利
尊氏を西上させたが、尊氏は途中で反旗
を翻し、幕府方の六波羅を襲う。美濃の
土岐頼貞、そして郡上の鷺見忠保は、こ
のとき天皇・尊氏側に味方した。同年五
月に鎌倉幕府は滅亡し、翌月天皇が京都
に帰還した。この間には忠保の軍忠状
(同前『古代・中世一』七六七〜八頁、
番号一八)と着到状^②が存在する。

その後、京で後醍醐天皇による建武の
新政が施されたが、将士のなかには不満
が鬱積した。そうしたなかで建武二年
(一三三五)尊氏は鎌倉で、今度は後醍
醐天皇に反旗を翻し、武家政権の樹立を
企てる。

飛騨国の国司姉小路家が官方(天皇側)
についたのに対し、承久の乱以来武家方
に属する美濃の土岐氏は尊氏につき、国

家史蹟』(日本系圖學會、鷺見家蔵版・大正一
三年刊、昭和五七年再版)一五〜三四頁の記述
もとりにれた。

内の諸氏は両派に分かれて攻伐した。北濃の東氏・鷲見氏、東濃の遠山氏などは土岐氏と態度を共にして武家方となった。一方、南濃・中濃地方には、尾崎宮（高倉天皇の玄孫で、尊氏を討つため東下）⇨宮方に加担する、堀口・根尾・徳山など新田氏一族や、伊岐津志・中村・瀬瀬・猿子・落合などの諸氏があつた。翌建武三年三月、忠保は土岐頼遠から、忠節により恩賞を授けるとの書状（③感状）を得ている。六月、尊氏が京に入り、その命により弟直義が美濃・尾張の諸氏の兵を集める。忠保はすぐに馳せ参じ（④着到状より）、土岐氏配下として近江に入り、森山で宮方と合戦し、その後山城西坂本と京市街で戦った（⑤・⑥忠保軍忠状より）。美濃に帰国した忠保は八月、東中務丞常頼とともに土岐氏の陣営に属して、美濃の関・加茂郡迫・山県郡北野などを転戦して尾崎宮側の数名を討ち取り、方県郡では一族・若党に負傷者を出しながら、九月に八代城を攻め落とした（⑦・⑧・⑨忠保軍忠状より）。忠保は東常頼ほかを証人として、土岐頼遠からと思われる証判を得ている。

同三年（延元元）一二月、天皇は京を逃れて大和吉野で政務を執る（南朝）一方、尊氏は京で光明院を擁立して室町幕府を開き、五七年に及び南北朝が対立する時代が幕を開ける。

鷲見郷地頭に補せられた忠保は、さらに翌建武四年（一三三七）二月には新田氏一族のいる西濃で戦い、大洞を焼き谷汲を襲った（⑩忠保軍忠状より）。

暦応二年（延元四、一三三九）八月、後醍醐天皇は吉野で没し、子の後村上天皇が即位する。また、土岐家では頼遠が除かれて甥頼康が守護職を継いだ。そして、康永二年（興国四、一三四三）二月には、鷲見忠保が鷲見郷向鷲見城にて生涯を終え、その弟（子との説も）藤四郎左衛門尉保憲が地頭職を継いだ（『鷲見家史蹟』は忠保の子で幼少の加賀丸が継ぎ、保憲が後見したとする）。

（ウ）足利氏の内紛・観応の擾乱
鷲見保憲・加賀丸敵味方に
だがその後、北朝（足利氏）に内紛が生じ、鷲見氏も敵味方に分かれることになる。

観応元年（正平五、一三五〇）、足利尊

氏・高師直（尊氏の執事）師泰兄弟と、尊氏の弟直義との関係が不和となり、直義は宮方（南朝側）に転じて尊氏側と抗争を始める（観応の擾乱）。

鷲見保憲は、同年十一月の直義の軍勢催促（⑪直義催促状）に応じて翌観応二年に高師直・師泰討伐につき美濃で軍功を挙げ、賞される（⑫直義感状）。その後直義は兄尊氏と和睦するも、すぐに尊氏の子義詮と不和を生じる。保憲はこのときも直義に味方し、八月郡上郡内での尊氏方との戦いで功を挙げ、それを賞された（⑬直義感状）。

一方、鷲見忠保の子・加賀丸論人は保憲とは道を異にした。すなわち、足利尊氏は加賀丸に軍勢を催促して北国へ逃げた直義を討つよう命じ（⑭尊氏催促状）、自身も討伐に向かう。このとき鷲見氏は、保憲が直義側、甥（または弟）の加賀丸が尊氏側についていたことで、一時分裂したことになる。直義は保憲にさらに参川三郎の軍勢に加わるよう指示した（⑮直義催促状）が、これに保憲がなお応じたかは不明である。

鷲見氏が従ってきた守護土岐頼康は、

尊氏・義詮側についていた。同二年九月、加賀丸は頼康の軍勢に加わって可児郡伊岐津志城を攻め(前掲県史史料編七六五頁、番号八・加賀丸軍忠状)、翌三年(一三五二、九月文和に改元)には美濃の守護代に属して尾張熱田宮で捨て身の合戦を行い(⑯加賀丸軍忠状より)、伊勢国阿坂城攻撃にも参加した(⑰加賀丸軍忠状より)。尊氏は同年二月、直義を死に追い込んでいた(しかし足利氏の内紛は続き、一〇年以上に及んだ)。翌文和二年(正平八、一三五三)、南朝軍が京に攻め入って尊氏・義詮は近江へ逃れるも、翌年には京を恢復し、以降は北朝優位に展開した。

(エ) 足利義満・義持の時代

鷲見加賀丸の後年

応安二年(正平二四、一三六九)、足利氏においては義満が父義詮の後をうけて室町幕府三代將軍となる。以降しばらく動揺は少なく保たれた。

しかし、嘉慶元年(元中四、一三八七)冬に美濃国守護・土岐頼康が没すると、家督相続をめぐり争いが生じる。幕府は頼康の養子康行を退けて同族頼益に継

がせたが、これを不服とする康行が西濃に兵を挙げた。そこで幕府は明德元年(元中七、一三九〇)閏二月、鷲見加賀丸改め中務少輔入道禅峯に、(頼益とともに)康行を討つよう命じ(⑱管領斯波義将奉義満御教書)、康行を降参させた。この功により、禅峯は同年九月、將軍義満から鷲見郷河西東地頭職の従来通りの領掌を許された(⑲義満袖判御教書)。

明德三年には鷲見郷を押し取ろうとする者(伊賀彦十郎時明)が現れ、將軍家から土岐氏に対して禅峯にそれを退けるよう命が下りている(前掲県史史料編七六六頁、番号一三・足利將軍家御教書)。まもなく南北朝は合一するが、美濃では土岐氏の内部対立がやまなかった。

禅峯の晩年は家勢が振るわず、東氏の一族安東三郎が鷲見郷を競望した。応永七年(一四〇〇)四月、禅峯の長子彦五郎氏保にそれを退けるよう命が下りた(⑳管領畠山基国奉足利義持御教書)。

応永一六年(一四〇九)には土岐頼益が東氏を攻撃し、鷲見氏は土岐氏に協力した。同二一年(一四一四)頼益は死去し、翌二二年には伊勢に北畠氏の乱が起

こった。四月、氏保は守護のもとでこれを鎮圧するよう命じられている(㉑管領細川満元奉足利義持御教書)。同年(または応永二四年)五月、父禅峯は向鷲見城で死去する。

(オ) 室町幕府の衰弱、戦国時代

鷲見氏のその後

鷲見氏は、氏保(文安元年(一四四四)死去)、その子彦六行保、その孫彦右衛門光保を経て六郎貞保の天文年中(一六世紀中ごろ)にわたり代々本領を相伝した。一六世紀にもなると、政治上の弊害の多い室町幕府の権力は次第に衰え、群雄割拠の戦国時代へと入っていく。なお行保の子保重は山県郡北野に移住して土岐家に仕え、その子孫は土岐家、池田光仲、小早川秀秋などに仕えていく(それら期間の詳細は『鷲見家史蹟』や『高鷲村史』に)。

【翻刻】

例言

- ・当写本に所収されている鷲見氏の軍忠状、足利氏の軍勢催促状・御教書などのほぼ全ては、『岐阜県史 史料編 古代・中世一』（岐阜県、昭和四四年。以下『一』と略記）の「郡上郡 三長善寺文書」（七六三〜七六九頁）と、『岐阜県史 史料編 古代中世補遺』（岐阜県、平成一一年。以下『補遺』と略記）の「岐阜市 四 岐阜縣圖書館所蔵文書」（二二〜一四頁）に翻刻済み（ただし別写本を基にして）のため、参照先を明示し、翻刻は省略する。ただし、写本間には用字・表現の違いが多少あり（写し誤りのためか）、このうち重要と思われる相違は特記することとした。
- ・史料中に出現する○囲み数字は、翻刻者が便宜的に付したものである。
- ・旧字体・異体字は新字体に改めて表記した。
- ・本文中の読点や並列点は、翻刻者が適宜に挿入したものである。
- ・（ ）部分は、翻刻者による補足・注で

ある。推測によるものは（カ）とした。

・花押は（花押）と表記する。

（卷子箱に同封の一紙）

「天保九年ノ夏、本家ニ於テ此書ヲ土用干シ中、分家鷲見五郎右エ門保高入込シ候ノ所ヨリ、切断シテ（以上カ）ノ分ヲ自宅ニ持出セシモノ、然ルニ寿作当時トナリ置納セシモノ」

（表紙、題簽）

「鷲見家軍忠状之写」（卷子）

①：『一』（長善寺文書）の④。『補遺』には非所収。

（前欠）

（以）此旨可有御披露候、
恐惶謹言

藤原忠保

元弘三年二月十二日

進上御奉行所

見及候書判

②：『一』所収「一九 藤原鷲見忠保軍忠状写」（内容から、正しくは着到状。元弘三年六月一日付）に同じ。
ただし、『一』では「承了 御書判」の箇所が、②では「尊氏御判之写／（花押）」となっている。

③：『補遺』所収「一 土岐頼遠感状写」（建武三年三月二十日付）に同じ。

また、東京帝国大学編『大日本史料』第六編之三、六五六頁にも翻刻あり。（本書一二頁に掲載）

※『大日本史料』は国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/782841>で閲覧可能

④：『一』所収「二〇 藤原鷲見忠保著到

(正しくは着到) 状写」(建武三年六月廿三日付)に同じ。

ただし、『一』にある「一見了 御書判」はなし。また『一』での「著到」が④では「着到」に。『一』またはそれが用いた写本が写し誤り。

⑤…『一』所収「二一 藤原鷲見忠保軍忠状写」(建武三年六月廿五日付)に同じ。

ただし、『一』での「今月十四日森山合戦」は⑤では「今月両日森山合戦」に。ほか、「之」や「言上」が入る相違あり。

⑥…『一』所収「二二 藤原鷲見忠保軍忠状写」(建武三年七月三日付)に同じ。

ただし、『一』で「抽随分軍忠畢、然者、早賜御証判」となっている箇所は、⑥では「抽御証判」に短縮。「粗所勒如件」は「粗所勤如件」に(『一』の誤翻刻か)。

⑦…『一』所収「二三 藤原鷲見忠保軍忠状写」に同じ。また、東京帝国大

学編『大日本史料』第六編之三、六五五頁にも翻刻あり。ただし、いずれも建武三年八月十日付、用字に若干の相違あり。

(参考…当写本文面)

美濃国鷲見藤三郎申、
今月十日当国於開(関)迫北野、

馳御敵尾崎宮、致合戦^二

忠^一、討留^三数輩之御敵^一候、

此条東中務丞殿并

土岐左兵衛藏人殿代

出雲公、相共致合戦候

上者、所見分明候坎、然ハ

為後証、欲賜御一見候、

仍状如件

建武三年七月三日

御奉行所

承候書判

⑧…『一』所収「二四 藤原鷲見忠保軍忠状写」(建武三年八月付)に同じ。

ただし、「見参上」が「見知之上」に。また、東京帝国大学編『大日本史料』第六編之三、六五五〜六五六頁にも翻刻あり(ただし、用字に若干の相違あり)。

⑨…『一』所収「二 藤原鷲見忠保軍忠状写」(建武三年九月廿六日付)に同じ。「一族孫三郎」は『一』によれば「一族林孫三郎」。ほか若干の用字違いあり。

⑩…『補遺』所収「二 鷲見忠保軍忠状写」(建武二年三月付)に文面同じ。ただし、差出年は建武四年三月とする(いずれかが写し誤り)。また、以下のように傍らに注記あり。

建武四年

三月日

元禄四年迄三百五十八年⁽³⁴⁴⁾

⑪…『一』所収「三 足利直義催促状
写」(観応元年十一月三日付、鷲見藤
四郎(保憲)宛)に同じ。ただし、「御
書判」を『一』では足利直義のもの
とするが、⑪では足利尊氏のもの
とする。

⑮…『一』所収「六 足利直義軍勢催促
状写」(観応二年八月二十六日付、鷲
見四郎宛)に同じ。ただし、「御判」
の解釈については⑪・⑬と同じ相違
あり。

書写」(明德元年閏二月六日付、鷲見
中務少輔入道宛)に同じ。ただし若
干の用字違いあり。また、以下のよ
うに差出年の傍らに注記あり。

⑫…『一』所収「四 足利直義感状写」

(観応二年二月十五日付、鷲見藤四
郎(忠憲)宛)に同じ。ただし、「御書
判」の解釈については⑪と同じ相違
あり。若干の用字違いもあり。

⑯…『一』所収「七 鷲見加賀丸軍忠状
写」(観応三年四月付)に同じ。ただ
し、若干の用字違いもあり。

「 明德元年

閏三月六日

元禄四年迄三百年」

⑬…『補遺』所収「三 足利直義感状
写」(観応二年八月十日付、鷲見藤四
郎(忠憲)宛)に同じ。ただし、「御書
判」の解釈については⑪・⑫と同じ
相違あり。

⑰…『一』所収「一〇 鷲見加々丸軍忠
状写」(文和元年十月二十三日付)に
同じ。ただし、若干の用字違いあ
り。『一』にある「承了 御書判」は
なし。また、以下のように差出年の
傍らに注記あり。

⑲…『一』所収「一二 足利義満袖判御
教書写」(明德元年九月六日付)に同
じ。ただし、差出年は明德二年九月
六日とする。若干の用字違いもあ
り。

⑭…『一』所収「五 足利尊氏軍勢催促
状写」(観応二年八月十二日付、鷲見
加賀(丸)宛)に同じ。

「 文和元年
十月廿三日
元禄四年迄三百四十年」

⑳…『補遺』所収「四 足利將軍家御教
書写」(応永七年四月廿五日付)に同
じ。ただし、差出年は⑳では「応永
七年」とのみ。若干の用字違いもあ
り。

⑱…『一』所収「一一 足利將軍家御教

⑳『一』所収「一四 足利將軍家御教
書写」(応永廿二年四月十六日付)に
同じ。

同

家保

郡上三郎
逝去後、法名宝仏

加賀丸

同中務少輔論人

㉑

美濃国鷺見郷相
伝之次第

同

保吉

同太郎

同

氏保

同彦五郎

後云フ中務少輔下

系譜少所、詮之
処ヲ写申候也

同

長保

同彦三郎

同

行保

同彦六

後云フ中務少輔下

(文責・翻刻…学芸員 安江範泰)

藤原

同

忠保

同藤三郎

△頼保

武蔵権守

同

重保

同

保憲

同藤四郎

郡上太郎、郡上郡鷺見、
郷ニ任スル故、名字ヲ郡上下云、
鷺見下云

同